「徳島県立総合看護学校管理規則の一部改正(案)」について県民の皆さんのご意見を募集します。

徳島県立総合看護学校の准看護学科に社会人入試枠を導入することとし、規則改正(案)の策定を進めているところです。

このたび、徳島県としての「改正案」をとりまとめました。

今後、より多くの皆さんのご意見をうかがい、反映させることで、さらによりよいものにしたいと考えています。ぜひ、あなたのご意見をお聞かせください。

１　ご意見の募集期間

令和６年１２月２３日（月）～ 令和７年１月２１日（火）（必着）

２　ご意見の提出方法

ご意見を提出される方は、氏名及び住所を明記の上、次のいずれかの方法により、提出してください。（ホームページから投稿の場合は入力フォームにより、その他の場合は別紙により提出してください。）

①ホームページからの投稿の場合
https://www.pref.tokushima.lg.jp/public_comment/

②郵送の場合
〒７７０－８５７０　徳島県生活環境部県民ふれあい課あて
※住所の記入は不要です。

③ファクシミリの場合
FAX：０８８－６２１－２８６２　徳島県生活環境部県民ふれあい課あて

④持参の場合
徳島県庁１階　生活環境部県民ふれあい課まで
（午前８時３０分から午後６時１５分まで（土・日・祝日及び１２月２８日から翌年の１月５日までを除く））

３　お問い合わせ先

（内容について）徳島県 保健福祉部 医療政策課 看護担当
電話：088-621-2195　FAX：088-621-2898
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：iryouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp

（提出方法について）徳島県 生活環境部 県民ふれあい課 広報・広聴担当
電話：088-621-2096　FAX：088-621-2862
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：kenminfureaika@pref.tokushima.lg.jp

郵送される場合、切り取って宛名としてご利用ください。

〒７７０－８５７０

徳島県 生活環境部 県民ふれあい課　行
（パブリックコメント）

Ｑ１　「徳島県立総合看護学校管理規則」のどこを改正するのですか？

徳島県立総合看護学校准看護学科の入学試験において、社会人入試枠を導入するため、第７条（入学試験等）の規定の一部を改正するものです。

Ｑ２　徳島県立総合看護学校（准看護学科）はどんなところですか？

徳島県立総合看護学校は、看護職の資格取得に向けて、看護に関する幅広い能力と豊かな感性をもった質の高い看護職を育成するための専修学校です。

准看護学科は、中学校卒業又は高等学校卒業同等以上の方を対象に、２年間で准看護師資格取得を目指すコースです。

Ｑ３　なぜ徳島県立総合看護学校（准看護学科）の社会人入試枠を導入するのですか？

徳島県立総合看護学校は、卒業生の県内就職率が高く、本県地域医療を支える重要な役割を果たしています。現在、看護職の確保が求められる中、今後も安定的に看護職を県内医療機関等へ送り出すためには、学生や社会人など、多様な人材を確保することが重要とされております。

このため、令和８年度入学試験（令和７年度実施）より准看護学科に社会人入試枠を導入し、学科試験を免除するための規則改正を行うこととしました。

Ｑ４　どんな意見を出せばいいのですか？

別添資料をご一読いただき、徳島県立総合看護学校管理規則において、今回改正を予定している事項について、修正案や新たに記述することが必要と思われる事項など、ご意見、ご提案をお寄せください。

（　→　別添資料を参照してください。）

Ｑ５　提出した意見はどうなるのですか？

お寄せいただいたご意見は、規則の改正にあたり十分検討させていただき、可能なものについては改正に反映します。さらに、ご意見の概要及びこれに対する県の考え方を取りまとめた上で公表します。

なお、お寄せいただいたご意見等の公表に際しましては、住所、氏名等の個人情報は、一切公表いたしません。

また、ご意見に対する個別の回答は、原則としていたしませんのでご了承ください。